

<事前相談>

住宅改修を行う前に、必ず担当のケアマネジャー等に希望を伝え、改修の内容を相談します。（担当ケアマネジャーがいない場合は、喬木村地域包括支援センターにご相談ください。）

ご本人・ご家族にとって効果的な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

その上で、改修を行う場合は、担当ケアマネジャーに「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

<見積もりの依頼・施工業者の決定>

住宅改修の工事は、ご本人と施工業者との契約により行われます。

施工業者が決まりましたら、事前申請に必要な書類等の準備をします。申請書類のほか、見積書、図面、改修に必要な部材のカタログの写し、改修箇所ごとの改修前写真（日付入り）が必要となりますので、ご準備をお願いします。

<事前申請（着工前）>

住宅改修を行うにあたっては、工事着工前に申請が必要です。以下の書類を喬木村地域包括支援センターに提出してください。

【事前申請書類】

- 住宅改修が必要な理由書（1）、（2）
- 承諾書（住宅所有者が本人以外の場合に必要）
- 住宅見取り図
- 工事見積書
- 住宅改修の予定箇所を記した着工前の写真（日付入り）
- 改修に必要な部材のカタログ等の写し

<書類審査・現地確認>

事前申請の受付後、書類上の確認だけでは判断が難しい場合、または給付適正化の観点から必要と判断した場合は、現地確認を行う場合があります。

<事前審査・承認>

提出された書類や現地確認に基づき、住宅改修の内容等の確認・審査を行います。審査の結果、妥当であると判断された場合、喬木村役場保健福祉課から、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認決定通知書」を送付します。

<工事の依頼・施工>

決定通知書の受領後、改修に着手できますので、施工業者に工事の依頼をしてください。工事完了後、施工業者に工事費用全額を支払い、「領収書」を受け取ります。

支給申請には、領収書・改修箇所ごとの改修後の写真（日付入り）が必要となりますので、申請までにご準備をお願いします。

※なお、連絡なく事前申請の内容と異なる改修を行うと介護保険給付の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

<支給申請（工事完了後）>

改修工事を終わったら、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告及び改修費支給申請書」に以下の書類を添えて、喬木村地域包括支援センターに提出してください。

【申請書類】

- 領収書（原本添付）
- 住宅改修後の写真（日付入り）

<支給決定>

支給が決定されると、被保険者が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。

※支給申請から振込までは概ね 1～2 ヶ月程度かかります。